KANSAI PAINT CO.,LTD.

最終更新日:2017年6月30日 関西ペイント株式会社

代表取締役社長 石野 博

問合せ先:総務部長 赤木満 TEL:06-6203-5531

証券コード: 4613

http://www.kansai.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループは、「顧客に満足される製品およびサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。当社グループのコアビジネスである塗料事業を通じて、顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現によって「利益」がもたらされることによる企業価値の向上が、株主をはじめとする取引先、従業員、地域社会等、当社グループのステークホルダーに貢献しうるものと考えております。

コーポレート・ガバナンスは、企業価値の向上を継続的に実現するために、重要な経営課題と位置づけており、企業活動の基軸として定めた「利益と公正」を当社グループの役員及び全従業員に浸透・実行させるため、諸施策を講じて充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、当社は全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の株式保有は、中長期的な企業価値の向上を継続的に実現するために取引における強固な信頼関係を醸成していくことを目的といたしております。当社は、本方針に基づき、保有株式について、毎年リターン結果を分析し、中長期的な取引の継続・拡大を第一としながら、保有の要否を確認しております。また、当社は、投資先企業の議決権行使につきましては、議案毎に精査し企業価値向上の観点から総合的に賛否を決定します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との利益相反の可能性がある取引につきましては、事前に取締役会において審議し、承認を受けています。また、取引内容に関しましては、取締役会は定期的に報告を受け、把握いたしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページにて、経営理念としての社是及び経営方針を開示しております。

また、経営戦略、経営計画についても、IR情報として決算説明会資料やCORPORATE REPORT等において、その内容や進捗状況を開示しております。

- (2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「11.基本的な考え方」をご参照ください。
- (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、2016度より役員報酬制度の見直しにともない、長期インセンティブ報酬制度(自社株式の取得)を実施いたしました。取締役及び執行役員の職務に対する報酬を1年毎に確定させることで、取締役及び執行役員の業績向上と、株主様との中長期的な利害の共有を一層強化することで、さらなる企業価値の増大を図ることを目的といたしております。なお、2017年8月以降、現行の長期インセンティブに替わる新たなインセンティブプランとして、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度を導入する予定です。詳細は本報告書「!!1.1. 【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社における社内取締役選任においては、生産・営業・技術・管理各職掌からバランス、経験、能力を総合的に評価して指名しております。社外取締役選任においては、高い見識、高度な専門性及び豊富な経験を有する、経営経験者、弁護士、会計士等の中から、当社の独立性基準に照らし合わせて指名いたしております。

また、当社では、社外取締役2名、社外監査役2名からなる指名委員会(委員長は社外取締役)を開催し、代表取締役から提出された内容を審議のうえ、その後の取締役会で株主総会への上程を決定することといたしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社では、従来法令に則り(注・会社法施行規則74条4項2号:取締役、76条4項2号:監査役)、社外役員についてのみ、候補者とした理由を招集通知に記載しておりましたが、2016年度より役員選任議案上程に当たっては、株主総会参考書類へ社内役員の選任理由についても記載しております。

【補充原則4-1-1経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。

加えて、当社では、取締役と執行役員の職務権限と担当業務、会議体の開催と付議基準などを明確にし、意思決定の妥当性も高める体制としております。

また、当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では2017年の株主総会にて、引き続き独立社外取締役2名を選任いたしました。独立社外役員の適正人数は、今後とも検討してまいりますが、現時点では現状の構成で十分有効に機能していると認識しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準

- 第 1 条 この規程は、当社における社外取締役および社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)を選任するための独立性に関する基準を 定めるものである。
- 第2条 当社における社外役員は、以下のいずれにも該当してはならない。
- (1) 当社および当社の子会社の取締役(当社および当社の子会社の社外取締役を除く)、業務執行取締役、監査役(当社および当社の子会社の社外監査役
 - を除く)、執行役、会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)、支配人その他の使用人である者
 - (2) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者若し〈はその業務執行者
 - (3) 当社または当社の子会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - (4) 当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。)
 - (5) 当社または当社の子会社から多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。)
 - (6) 当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。)
 - (7) 過去において、上記(1)から(5)に該当していた者
 - (8) 過去3年間において、上記(6)に該当していた者
 - (9) (1)から(8)までに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等以内の親族および配偶者
- 第 3 条 当社における社外役員は、前条に定める要件のほか、当社の一般株主との間で実質的な利益相反を生じる事情を有してはならない。
- 第 4 条 当社における社外役員は、本規程に定める独立性を維持することに努めるものとする。本規程に反し、独立性を有しないおそれが生じたときには直ちに当社に報告するものとする。

注記

第 1 条 本基準の内容は、会社法および東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則等に基づく。

第2条

- (2) 「主要な取引先とする者」とは、「直前事業年度において、当社連結グループへの当該取引先の連結グループとしての売上高が取引先連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (3) 「主要な取引先」とは、「直前事業年度において、当該取引先連結グループに対する当社連結グループの売上高が当社連結売上高の 2%を超える者」をいう。
- (4) 「主要株主」とは、「総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者」をいう。
- (5) 「多額」とは、「直前の事業年度において1000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (6) 「多額」とは、「直前の事業年度において1000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (9) 「重要な」とは、各取引先の役員クラス及びそれに準じる者をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役会は、取締役10名のうち2名が社外取締役であり、男性9名・女性1名(社外取締役)の構成です。当社における社内役員選任については、生産・営業・調達・技術・管理各職掌間のバランスを考慮して選任しております。社外取締役の選任については、高い見識、高度の専門性、豊富な経験を有する、経営経験者、弁護士、会計士等から選任し、公正、中立の立場から当社の経営を監視していただくことが当社にとって有用と認識しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

社外監査役 東誠一郎氏は、新日鐵住金株式会社の社外監査役を兼任しております。当社の他の役員は他の国内上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、2015年度に続いて2016年度も取締役会の実効性評価を実施しました。2016年度の評価は、1年間の取締役会の活動全般を評価することと併せて、2015年度の評価を通じて洗い出された課題の改善状況の確認に関して実施しました。評価にあたっては、代表取締役を除く、取締役(社外取締役含む)および監査役(社外監査役含む)全員11名を対象に、アンケート調査を実施し、代表取締役2名、社外取締役2名及び社外監査役2名からなる評価委員会(委員長は社外取締役)で、アンケート結果をもとに、当社の取締役会全体の実効性の分析・評価を行いました。

アンケートの結果、取締役会運営および議論の内容について、総じて肯定的な評価を得ていることが確認されました。特に「経営判断を行なうに あたり必要な情報は十分か」、「取締役会における審議は十分尽くされているか」といった評価項目は、前回より満足度が高くなっています。

一方、2015年度の取締役会実効性評価で洗い出された課題である、取締役会資料の簡略化とポイントの絞込み、取締役会当日のプレゼンテーションの工夫及び社外役員に対する事前説明については、改善は進んでいるものの、まだ十分でないとの意見もありました。

今後、当社の取締役会では、今回の評価結果をもとに十分な議論を行い、取締役会運営の実効性をさらに向上させるべく、対応策の策定とその 実行を迅速にすすめてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役が必要とされる知識等を習得するために、経営会議や取締役会等多くの取締役及び監査役が参加しやすいタイミングで外部講師を招いた研修を行うほか、必要に応じ、外部セミナー等に参加しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主様を含む機関投資家様との良好かつ建設的な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて実施しており、これについては、社長をトップとし、経営企画部が中心となり、公正、正確かつタイムリーな情報開示の姿勢をもって対応いたします。

具体的な活動としましては、半期ごとに社長が出席する機関投資家様向け決算説明会を開催し、対話に努めるほか、機関投資家様からの対話 (面談)要請については、経営企画部「R担当が対応します。なお、個人株主様との面談は実施しておりませんが、ご質問等に対しては適宜対応いたします。また、対話を通じて把握した有用なご意見やご懸念等については、適宜、経営トップや関係部門へのフィードバックを行うことにより、企業価値の向上につなげるよう効果的な活用に努めます。

2.資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,524,200	4.96
日本生命保険相互会社	12,490,863	4.58
第一生命保険株式会社	12,485,000	4.57
トヨタ自動車株式会社	8,355,386	3.06
大同生命保険株式会社	7,607,000	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,341,600	2.69
関西ペイント交友持株会	6,767,800	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,651,200	2.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,163,335	2.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,738,780	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるアバディーン アセット マネージメント アジアリミテッドから、2016年6月21日付 けで提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、2016年6月15日現在で合計10,729千株(3.94%)を保有している旨の報告を受け ておりますが、当社としては、2017年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。 野村證券株式会社及びその共同保有者3社から、2017年4月7日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、同年3月31日現 在で合計15,589千株(5.35%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、野村證券株式会社を除き、各社の2017年3月31日現 在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、上場子会社として、KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.(カンサイネロラック ペイント社、インド証券取引所(BOMBEY STOCK EXCHANGE 及びNATIONAL STOCK EXCHANGE)上場、当社出資比率74.99%)を有しています。

当社は、当該子会社の独立性を尊重し企業価値増大を期待するとともに、当社グループ全体の価値向上のため、経営理念や経営戦略の共有 など連結経営の最適化に努めています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期 <mark>更新</mark>	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
K	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
中原 茂明	他の会社の出身者													
宮崎 陽子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- . k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中原 茂明		中原氏は、当社グループ会社の取引先である株式会社トクヤマの顧問に就任されていましたが、2016年3月に退任されました。当該取引先との昨年度における取引額は当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。	化学業界に長年携わられてこられた経験及び経営者として高い見識を当社の経営に反映していただくとともに、公正、中立の立場から当社の経営を監視していただくことが当社にとって有用と判断したためであります。また、当社に対し高い独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため独立役員に指名しております。

弁護士として培われた高度な知識・経験を活かし、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化のため、法律面から経営を監視していただくことが当社にとって有用と判断したためであります。また、当社に対し高い独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため独立役員に指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	4	0	0	2	0	2	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	評価委員会	6	2	2	2	0	2	社外取 締役

補足説明 更新

取締役の選任に関し審議する機関として、社外取締役及び社外監査役で構成する指名委員会(委員長は社外取締役)を設置いたしております。 役員の業績評価、役員報酬の審議及び取締役会の実効性の評価を行う機関として、代表取締役、社外取締役及び社外監査役で構成する評価委員会(委員長は社外取締役)を設置いたしております。

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当監査役は、会計監査人と定期的に報告会を開催し、監査実施状況等について意見交換を通じて連携をはかり、監査の実効性を高めるよう努めております。

監査役が実施する監査に内部監査部門が同行し、監査に立会うことで、より監査の実効性を高めるように努めております。また、監査役は、内部 監査部門から定期的に内部監査実施状況等の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)^{更新}

氏名	= #	1					会社との関係()										
以 有	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m			
今村 峰夫	弁護士																
東誠一郎	公認会計士																

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- С 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者 е
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 h
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2)



氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今村 峰夫		今村氏は、当社が法律顧問契約を締結している弁護士が所属する法律事務所に所属されていますが、法律顧問契約は当弁護士個人との契約であり、契約金額は連結売上高の0.001%未満、所属法律事務所の売上高の0.5%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。	弁護士として培われた高度な知識・経験を活かし、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化のため、法律面から監査機能を発揮していただくことが当社にとって有用と判断したためであります。 また、当社に対し高い独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため独立役員に指名しております。
東 誠一郎			公認会計士として培われた財務・会計に関する高度かつ広範な専門知識を活かし、経営の健全性及び透明性の確保のため、会計面から監査機能を発揮していただくことが当社にとって有用と判断したためであります。 また、当社に対し高い独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため独立役員に指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 ^{更新}



当社は、昨年度より役員報酬制度の見直しにともない、長期インセンティブ報酬制度(自社株式の取得)を実施いたしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年3月期における当社の役員報酬等は次のとおりです。

·支給人員9名、·報酬等の総額 377百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬は、役位別に算出した基本報酬に実績及び貢献度等を勘案して決定いたしております。2015年度より役員評価制度の見直しを行い 業績連動報酬制度を導入いたしました。報酬への反映は、2016年7月より開始いたしました。また、取締役の報酬は、業績の反映及び株主との中 長期的な利害の共有の観点から、基本報酬及び業績連動報酬(長期インセンティブ報酬を含む)による構成といたしております。

・役員評価制度導入について

取締役及び執行役員(代表取締役、社外取締役及び監査役は除く)を対象に、役員評価制度を導入することで、経営戦略の実行を強く動機づけ るとともに、役員個人の業績評価が明確に報酬に反映される仕組みといたしております。

また、役員の業績評価及び役員報酬の審議を行う機関として、代表取締役、社外取締役及び社外監査役で構成する評価委員会(委員長は社外 取締役)を設置いたしております。

長期インセンティブ報酬制度導入について

当社は、2016年7月以降、上記の業績評価を反映した報酬の一部について、役位に応じた一定割合を当社役員持株会に毎月拠出し、自社株の 取得に充当することといたしました。取得した株式は、在任期間及び退任後1年間は譲渡できないものとし、役員報酬と株主価値との連動が図れ る制度といたしております。

なお、2017年8月以降、現行の長期インセンティブに替わる新たなインセンティブプランとして、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を 行う業績連動型の株式報酬制度の導入する予定です。本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託が当社 株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の職務が、円滑かつ適正に遂行できるように、特定の内部監査部門担当者が職務を補助するものとしております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) **東新**

- 1. 当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環 境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。
- 2. 当社では、取締役及び執行役員の職務権限と担当業務、会議体の開催と付議基準などを明確にするとともに、意思決定の妥当性を高める体 制としております。
- 3.取締役会は、原則月1回開催し、経営方針や法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議し、決議しております。取締役 10名のうち2名が社外取締役であり、男性9名・女性1名(社外取締役)の構成です。
- 4. 当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会 議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。
- 5.代表取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年度予算を策定し経営目標を定め、それに基づく月次、四半期業績の管理を行うとともに、業 務執行の進捗状況を取締役会に報告しております。

(2)監査体制

- 1.代表取締役及び監査役会は、監査上の重要課題等について意見交換を行うため、定期的な会合をもっております。
- 2.監査役は、原則として月1回以上監査役会を開催し、取締役の業務執行の適正性について監査を行っています。監査役は男性4名(内社外監 査役2名)の構成です。
- 3.監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。
- 4.当社は、会計監査人として「有限責任あずさ監査法人」と監査契約を結び、関係する法令に基づく監査を受けるとともに、重要な会計的課題に ついては随時相談を行い処理の適正化に努めております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新田東平氏、松山和弘氏、重田象・ 朗氏の3名であり、いずれも有限責任あずさ監査法人に所属しております。なお、当社監査業務の継続従事期間は新田東平氏が7年、松山和弘 氏が5年、重田象一朗氏が1年となっております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他11名であります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任が明確になり、経営環境の変化 に迅速かつ柔軟な対応が可能となると考えております。

また、社外取締役を選任するとともに、審査室による内部監査及び独立性の高い社外監査役を含む監査役による監査を実施することなどにより 経営監視は十分有効に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットホームに参加いたしております。また、招集通知の発送前開示を 行っています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知の開示を行っています。
その他	営業の概況、決算の報告をビジュアル化し、株主が理解しやすいようにしております。 ホームページに招集通知を掲載しています。招集通知はUDフォントを採用し、株主が読み やすくしております。

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度、第2四半期の年2回開催しており。内容は代表取締役社長が決算概要等について説明しております。また、年に数回、海外機関投資家を対象とした個別訪問、証券会社主催のカンファレンスへの参加等の海外IRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、その他開示資料、決算説明会資料、定時株主総会招集ご通知、英文招集ご通知、定時株主総会決議ご通知、年度(中間)報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当を配置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	倫理規程、企業行動規範及び企業行動基準にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	活動内容については毎年発行するCSR報告書に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	倫理規程、企業行動規範及び企業行動基準にて方針を策定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、事業活動の推進にあたり適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、法令等の改正、社会経済その他環境の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの改善・充実を図ってまいります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1. 当社は、コンプライアンス(法令・企業倫理・社内規程等の遵守)が企業の存続に必要不可欠であるとの認識のもと、「利益と公正」を企業活動の基軸(価値判断の基本尺度)として掲げ、すべての役職員が高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めております。
- 2. 当社は、コンプライアンスの実効性確保のため、社長を委員長とする経営監理委員会を設置し、内部統制の強化に努め、企業活動に伴うリスクを継続的に監視しております。
- 3. 当社取締役は、この経営体制の確立のため、倫理規程、企業行動規範、企業行動基準に従い、コンプライアンスを率先垂範するとともに、これらを社内に周知徹底し、啓蒙を推進することにより、違法行為、不正の未然防止や適法性の確保に努め、コンプライアンスの徹底を図っております
- 4. 当社では、コンプライアンス体制を整備するとともに、社長直轄の審査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を、社長及び監査役に適宜報告することとしております。
- 5.当社では、企業行動規範において反社会勢力とはいかなる関係も持たないことを明言し、企業行動基準において不当な要求に対してはこれを 毅然として拒絶し、組織的に対応するなどの社内体制を整備し、取締役、執行役員、使用人に周知徹底しております。
- 6.当社では、コンプライアンスに関する相談や不正行為などの通報のために、相談窓口(ホットライン)を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1.当社では、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準・管理体制を整備し、法令及び社内規程に基づき適正に記録、保存及び管理を行うとともに、取締役及び監査役が随時閲覧できる体制としております。
- 2. 当社は、法令または取引所開示規則に基づき、必要な情報は開示しております。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、危機の現実化を未然に防止するため、経営監理委員会にリスク情報を集約し適切な対応を図るとともに、不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るべく、危機管理規程、対応マニュアル等を策定し、組織横断的なリスク管理を行う体制としております。

- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1. 当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定·監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。
- 2.当社では、取締役及び執行役員の職務権限と担当業務、会議体の開催と付議基準などを明確にし、意思決定の妥当性を高める体制としております。
- 3.取締役会は、原則月1回開催し、経営方針や、法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議し、決議しております。
- 4. 当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。
- 5.代表取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年度予算を策定し経営目標を定め、それに基づく月次、四半期業績の管理を行うとともに、業務執行の進捗状況を取締役会に報告しております。
- (5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1.当社では、社内規程に基づき、子会社各々の責任者(以下、「責任者」という)を定め、各会社の管理を適切に行っております。
- 2. 当社では、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち、当社の規程により報告が必要な事項は、責任者より当社取締役会に報告し、決議を経て対応する体制としております。
- 3.当社では、子会社の危機の現実化を未然に防止するため、当社取締役会に必要な情報を集約し、適切な対応を図るとともに、子会社の経営に重大な影響を与える事項については、責任者より当社取締役会に報告し、決議を経て対応する体制としております。
- 4.当社は、相互協力関係の強化、支援等を目的として、必要に応じ当社から子会社に対し取締役を派遣し当社の経営会議決定事項に関し責任者と連携し子会社に周知徹底を図り、子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制としております。
- 5.当社では、子会社役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、子会社役職員に対し高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めるよう行動基準等により周知徹底を図っております。
- 6.連結対象子会社については、当社監査役が定期的に監査を実施するとともに、主要な関係会社については取締役または監査役を派遣し、業務の適正を確保する体制を整備しております。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように、特定の審査室員が職務を補助するものとしております。

- (7)前号(6)の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社では、監査役の職務の補助を行っている使用人の人事異動、人事考課、懲戒等については、監査役の意見を聴取し、これを尊重しております。また、当該使用人に対する監査役の指示の実効性が制限・制約される事象が生じている場合は、監査役は代表取締役または取締役会に対し必要な要請を行うこととしております。
- (8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1.監査役は、取締役会のほか、経営会議等に出席し、重要な報告を受ける体制としております。
- 2. 取締役及び使用人は、監査役から求められた事項及び特に重要な事実を監査役に直接報告することとしております。また、監査役の要求があった場合には、必要な資料を添えて説明することとしております。
- 3. 監査指摘事項については、取締役及び使用人が遅滞なく、報告を行うこととしております。
- (9)子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 1.監査役は、取締役会のほか、経営会議等に出席し、子会社に関する必要な報告を受ける体制としております。
- 2.監査役は、前項の報告の体制が適切に構築・運用されているかを監視し、検証しております。

(10) 前号(8)及び(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制前号(8)及び(9)の報告内容は、監査役が適宜確認しており、報告者の不利益取扱いの禁止は明文化されています。

(11)監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、監査役の請求に従い会社が負担することを明文化しております。

- (12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1.代表取締役及び監査役会は、監査上の重要課題等について意見交換を行うため、定期的な会合をもっております。
- 2.監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。
- 3.審査室は、監査役と緊密な連係を保つとともに、監査役の求めに応じて調査に協力することを社内規程に定め、監査役監査の実効性及び効率性の確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力からの不当な要求に対してはこれを拒否し、組織的に対応するとともに、社外の専門機関等と連絡をとり、適切な指導を受けて対応することを基本としています。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

当社グルーブは、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を倫理規程、企業行動規範及び企業行動基準に明記し、企業倫理ポケットブックと して全従業員に配布し、周知徹底を図っております。

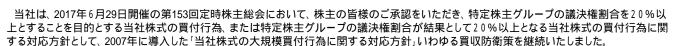
また、反社会的勢力排除に関する対応部署を定め、当社グループが反社会的勢力から何らかの要求を受けたときは、情報収集にあたり、社内外の関係先と連携をとり、対応することとしております。さらに平素より外部専門機関及び、地域企業等と連携し、情報の共有化を行ない、反社会的勢力に係る各種リスクの予防、低減を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 ^{更新}

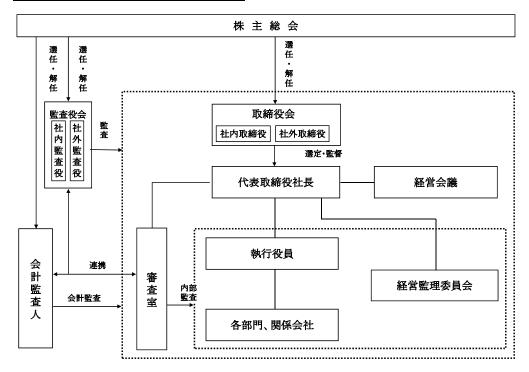


本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的として、大規模買付者に対して、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保したうえで、大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行なうことを内容としています。

なお、本対応方針の詳細につきましては2017年5月12日に公表いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

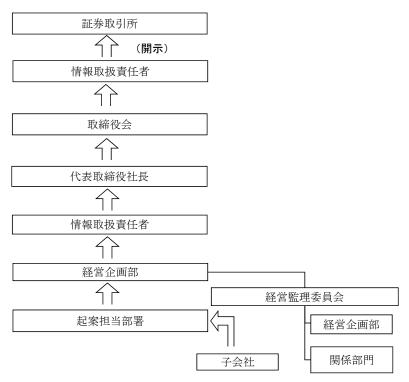
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。



当社は、法・規則に基づき、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体

- 制の充実に努めております。
 1. 開示案件に関しては全て「経営企画部」に情報集約されます。
 2. 「経営企画部」では、各部署より寄せられる条件につき開示の要否に関する一次判断(分別) を行い、必要な事象は情報取扱責任者に上申の後、取締役会に付議し、承認後遅滞なく適時 開示を行います。
 - なお、判断の過程で必要に応じ適宜、財経部、総務部等を加えた「経営監理委員会」で 開示上の適正性を協議いたします。
- 3. なお、発生事象のうちその重要度により代表取締役社長の判断により適時開示を行う場合が あります。